

社会福祉事業と 会計区分

川元麻衣公認会計士・税理士事務所

社会福祉事業とは

第一種社会福祉事業

- ・社会福祉法第2条第2項
- ・利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

第二種社会福祉事業

- ・社会福祉法第2条第3項
- ・比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）

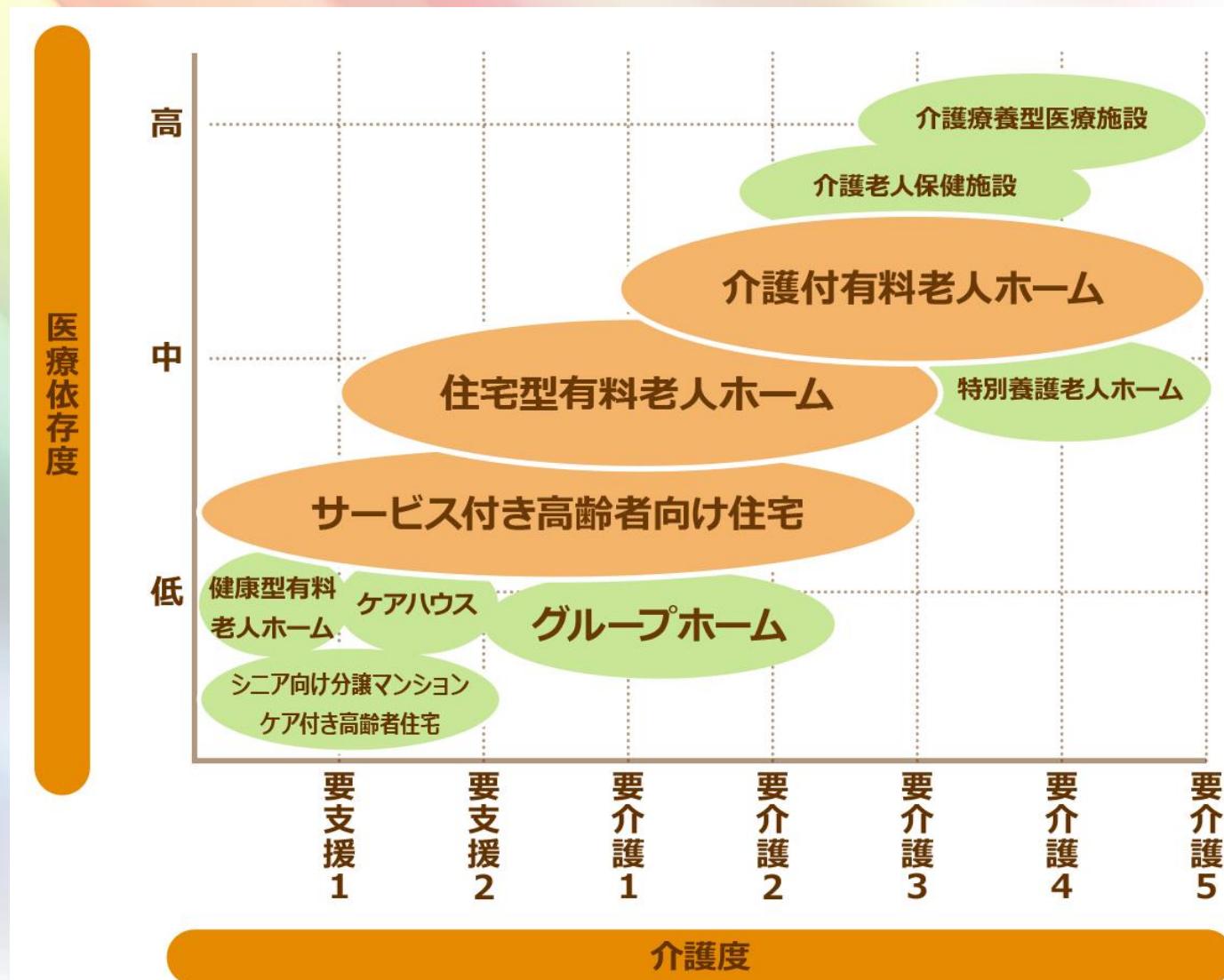
主な第一種社会福祉事業

事業内容	略称	法律	特徴
養護老人ホーム	養護	老人福祉法	生活困窮者対象。経済的に貧しい高齢者や、身寄りのない高齢者の方のなかでも自力で暮らせない人を受入れるための施設。65歳以上。常時介護は不要。所得制限あり。一定期間の利用。
特別養護老人ホーム	特養	老人福祉法	65歳以上。常時介護は必要。要介護度3以上。寝たきり、認知症を患う。終身利用。
軽費老人ホーム	軽費A型	老人福祉法	家庭環境や経済環境などの事情で家族と同居することが難しい高齢者対象。食事サービスあり。
	軽費B型	老人福祉法	家庭環境や経済環境などの事情で家族と同居することが難しい高齢者対象。食事サービスなし。自炊。
	ケアハウス	老人福祉法	C型。身体障害や自立して生活することが難しい高齢者の住まい。全て個室で居宅扱い。食事サービスあり。介護付きケアハウスもあり。
救護施設	-	生活保護法	身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難。
乳児院	-	児童福祉法	何らかの要因で親との生活が困難である新生児から2歳くらいまでの乳幼児が生活をする施設
母子生活支援施設	-	児童福祉法	母子家庭の児童が自立するための生活支援。
児童養護施設	-	児童福祉法	何らかの要因で親との生活が困難である児童が生活をする施設
障害児入所施設	-	児童福祉法	障害児の保護・生活指導の施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
授産施設	SELP（セルブ）	生活保護法、障害者総合支援法	就労機会の提供と、技能修得で援護と自立更正を図る施設。生活保護者対象の「生活保護授産」と、障害者対象の「社会事業授産」がある。
障害者支援施設	SELP（セルブ）	障害者総合支援法	障害者の方に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設

主な第二種社会福祉事業

第二種社会福祉事業		
事業内容	略称	特徴
老人居宅介護等事業	居宅	訪問介護、ホームヘルプ。
老人デイサービス事業	デイ	主に在宅で介護を受けている高齢者が通って、食事・入浴・レクリエーションを受ける。
老人短期入所事業	ショート	施設は介護が必要になった人で、事情により居宅で介護が受けられない場合に一時的に利用する施設。
小規模多機能型居宅介護事業		施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症対応型老人共同生活援助事業	グループホーム	認知症の利用者が入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行う。
老人福祉センター	-	地域の高齢者の相談・支援・レクリエーションの場を提供。
老人介護支援センター	-	在宅高齢者やその家族からの相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉・介護サービスが、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。
障害児通所支援事業	-	日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供。例えば、児童発達支援センター・放課後等デイサービス等がある。
障害福祉サービス事業	-	介護の支援をする「介護給付」、訓練等の支援をする「訓練等給付」、その他の「地域生活支援事業」「相談支援事業」がある。「介護給付」には、居宅介護・療養介護・グループホーム等、「訓練等給付」には、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等がある。
保育所	保育園	認定こども園（幼保連携型・保育所型）
児童厚生施設	児童館	児童に健全な遊びを提供。
放課後児童健全育成事業	学童	日中保護者が家庭にいない児童が放課後に遊び・生活を行う場を提供する。

社会福祉事業分布図



出典：みんなの介護HPより

公益事業・収益事業とは

公益事業

- 公益を目的とする社会福祉事業以外の事業（公共性が認められても社会福祉事業に関係ないものはNG）
- 事業規模要件を満たさない社会福祉事業に含まれない事業、ボランティアや人材の育成、子育て支援等
- 社会福祉事業と一体的に実施されている小規模な公共事業はその社会福祉事業に含めて処理できる

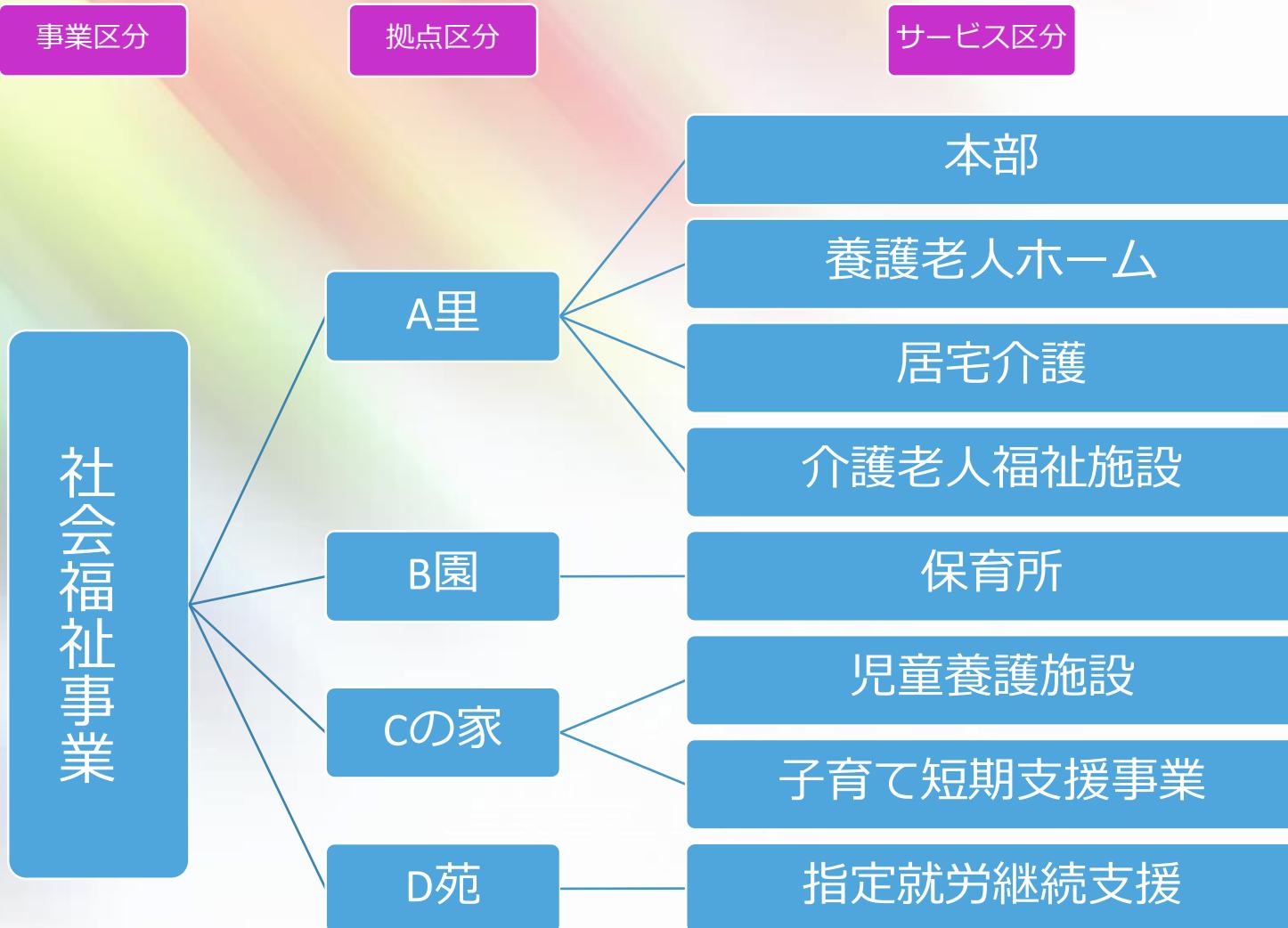
収益事業

- 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる事業
- 社会通念上相当であり、投機的な目的でないこと等が要件
- 法人税法上の収益事業とは一致しない

会計区分の概要



会計区分の具体例（社会福祉事業）



会計区分の具体例（公益・収益事業）

事業区分

拠点区分

サービス区分

